



神奈川県

成年年齢引下げに関する  
保護者向け特設サイト



飲酒・喫煙は  
20歳から!

神奈川県 消費生活課  
☎ 045-312-1121(代表)  
〒221-0835  
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2  
かながわ県民センター6階



18歳で...  
保護者の同意が  
必要なくなる!?

18歳で  
「成人」に!

お子さんに  
正しい知識  
を教えよう!

カナウン

## 18歳は狙われる!?

消費者トラブルに気を付けて!

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。  
18歳になると...

- 保護者の同意がなくても自分の意思だけで契約ができる!
- ローンを組んだり、クレジットカードを作ることができる!
- 契約後に「未成年者取消権\*」が使えなくなる!

\*保護者の同意なく結んだ契約を取り消せる権利

マル手取引



エステ契約



定期購入



高額な被害に  
遭ってしまうかも!!



親も子も  
要チェック!!

若者が陥りがちな  
トラブルが、  
アニメで分かる!



トラブルに  
巻き込まれてしまったら

コシがまさかの  
アレでした。

CHECK! ▶▶▶



最寄りの  
相談窓口  
に繋がります!

188さん

困ったときは、お電話を!  
消費者ホットライン

局番  
なし

い  
ち  
ゃ  
188番